



空家および空地の管理

空家は居住者が不在であり自由に出入りできることや所有者・管理者などの関心が薄いことなどから放火されやすい対象物です。

小松島市火災予防条例では、放火・火遊び・タバコの投げ捨てによる空家・空地の枯れ草などの火災を未然に防ぐため、所有者や管理者の適正な管理について規定しています。適正管理で放火されない環境を作りましょう。

【空地の管理ポイント】

- ◎ 枯れ草は刈り取るか、土砂などで埋めましょう。
- ◎ 木くずや紙くずなど燃えやすいものは、置かない・放置しない。
- ◎ 周囲に柵などを設けましょう。

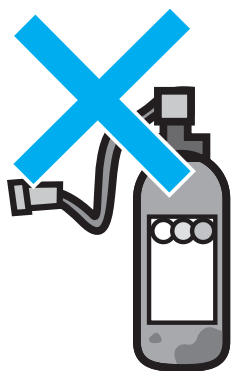
【空家の管理ポイント】

- ◎ みだりに人が出入りできないよう施錠しましょう。
- ◎ 燃えやすいものを周囲におかない・放置しない。
- ◎ ガス・電気は確実に遮断し、危険物（灯油など）は置かないようにしましょう。

サビや変形のある消火器は使用しないでください

一般的な消火器の場合、消火器のレバーを握った瞬間、容器本体に圧力がかかる構造になっています。使用期限が過ぎたものや消火器本体が腐食したもの、キズや変形のある消火器では、レバーを握った瞬間、圧力に耐えきれずに破損し、人身事故に至ったケースも報告されています。

お持ちの消火器にサビが発生している場合、変形や塗装の剥離などがある場合は絶対に使用せず、消火器販売業者が製造者に相談してください。



【お問い合わせ先】

市消防本部予防担当

TEL 32・0119

FAX 32・3595

(社) 日本消火器工業会

(消火器リサイクル推進センター)

☎ 03・5829・6773

<http://ferpc.jp/>